一般競争入札（総合評価方式による）の実施に係る掲示
（電子入札対象案件）

標記について、希望者は下記により競争参加資格確認申請書等を提出されたく掲示する。

なお、本件は、競争参加資格確認申請書(及び競争参加資格確認資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。

また、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務とする。

平成 30 年 10 月 4 日
独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　新居田 滝人

1　業務概要

(1) 業務名

３０－白鷺団地道路通路修繕その他工事監督業務

(2) 業務内容

主な業務概要は以下のとおりである。

・西日本工事事務所管轄内の保全工事に関する工事監督（土木・造園）

・当機構と工事受託者とが締結した工事の契約内容（契約図書等)、土木工事監督技術基準（平成 28 年度版)、造園工事監督技術基準（平成 28 年度版)、土木工事施工管理基準（平成 28 年度版)、造園工事施工管理基準（平成 28 年度版）及び建設工事等事務取扱要領（平成 16 年版）に基づき、工事受注者による工事が完全に履行されるための工事監督業務

(3)　履行期間　平成 30 年 11 月下旬（契約締結日の翌日）～平成 32 年 7 月 14 日（予定）

(4) 履行場所　大阪府堺市東区白鷺町二丁他

(5) 本業務においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う（ファイル容量及び種類によっては電子入札システムで資料を提出できないことがある。この場合、以下に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、資料を提出すること。)。なお、紙入札の申請に関しては、独立行政法人都市再生機構西日本支社総務部契約課に承諾願を提出して行うものとする（様式は機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできるので、申請書提出期限までに下記５②へ様式１及び２を提出すること。)。

(6) その他

再委託は原則として禁止しているが、次に掲げるものは、予め機構の承諾を得て再委託できるものとする。

・建築、電気、機械職種等業務で、土木職種業務を除いた業務量が少ない業務

2　競争参加資格

(1)　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）及び第 332 条（当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過しない者）の規定に該当する者でないこと。

(2)　当機構関西地区における平成 29・30 年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格を有している者で、業種区分「土木監理」に係る競争参加資格の認定を受けていること。

(3) 申請書及び資料を提出する者は、建設業許可者と資本面・人事面で関係※がないこと。

※　関係があると認められる者とは、おおむね以下のような者とする。

イ　建設業許可者の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者（100 分の 50 を超える株式を有し又は出資している者が存在しない場合において、他の株主又は出資者よりも抜きんでて株式を有し又は出資している者を含む。）

ロ　建設業許可者の代表権を有する役員が申請者の代表権を有する役員を兼ねている場合

ハ　建設業許可者と申請者の間において特別な提携関係があると認められる場合には、申請者については、その実態に即して判断する。

(4)　平成 20 年度以降（平成 20 年 4 月 1 日から競争参加資格確認申請書の提出日まで）に完了した、下記同種又は類似業務の実績を 1 件以上有すること（土木・造園どちらか一方の実績であれば、それぞれ 1 件以上記載すること。）。

・同種業務：　国、地方公共団体、独立行政法人又は地方公共団体が設立した公社が発注した土木工事※1監督業務及び造園工事※2監理業務（再委託による業務の実績は含まない。）

・類似業務：　次の①又は②に該当すること。

①　国、地方公共団体、独立行政法人又は地方公共団体が設立した公社が発注した土木工事※1監督業務及び造園工事※2監理業務のうち、再委託による業務の実績

②　国、地方公共団体、独立行政法人又は地方公共団体が設立した公社以外が発

注した土木工事※1監督業務及び造園工事※2監理業務

※1 「土木工事」とは、市街地における整地、道路・下水道、駐車場、解体等の複合工事のことをいう（修繕工事を含む。また、市街地とは、国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/ｋ㎡以上で、その全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。）。

※2 「造園工事」とは、団地外構、公益施設外構、公園・緑地整備、歩行者専用道路整備、街路樹、樹木移植等の単独又は複合する工事のことをいう（修繕工事を含む。）。

(5) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。

① 下記のいずれかの資格を有する者

・ 技術士（建設部門又は総合技術監理部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
・ 一級土木施工管理技士の資格を有する者
・ ＲＣＣＭの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
・ 土木学会上級技術者又は土木学会一級技術者の資格を有する者
・ 公共工事の発注者※として技術的実務経験を 25 年以上有する者

※「公共工事の発注者」とは、国、地方公共団体、独立行政法人又は地方公共団体が設立した公社を指し、「経験」とは、職員として従事したことをいう。

② 平成 20 年度以降(平成 20 年 4 月 1 日から競争参加資格確認申請書の提出日まで)に完了した下記同種又は類似業務の実績を 1 件以上有する者（土木・造園どちらか一方の実績であれば、それぞれ 1 件以上記載すること。）。

・同種業務： 次のイ又はロに該当すること。

イ 国、地方公共団体、独立行政法人又は地方公共団体が設立した公社が発注した土木工事※1監督業務及び造園工事※2監理業務（再委託による業務の実績は含まない。）

ロ 国、地方公共団体、独立行政法人又は地方公共団体が設立した公社の土木工事※1及び造園工事※2の発注者として、工事監督業務、検査業務又は工事間調整業務に従事した経験※3

・類似業務： 次のイからハまでのいずれかに該当すること。

イ 国、地方公共団体、独立行政法人又は地方公共団体が設立した公社が発注した土木工事※1監督業務及び造園工事※2監理業務のうち、再委託による業務の実績

ロ 国、地方公共団体、独立行政法人又は地方公共団体が設立した公社以外が発注した土木工事※1監督業務及び造園工事※2監理業務

ハ　土木工事※1かつ造園工事※2の監理技術者として従事した経験

※1　「土木工事」とは、市街地における整地、道路・下水道、駐車場、解体等の複合工事のことをいう（修繕工事を含む。また、市街地とは、国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/ｋ㎡以上で、その全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。）。

※2　「造園工事」とは、団地外構、公益施設外構、公園・緑地整備、歩行者専用道路整備、街路樹、樹木移植等の単独又は複合する工事のことをいう（修繕工事を含む。）。

※3　発注者として工事監督業務､検査業務又は工事間調整業務に従事した経験については１件の工事に対する工事監督、検査業務又は工事間調整業務を１件の実績とみなす。

③　恒常的な雇用関係

予定管理技術者は、申請書及び資料の提出日時点において、申請者と雇用関係があること。また｢雇用関係｣が確認できる資料を添付すること。なお、雇用関係がないことが判明した場合、｢虚偽の記載｣として取扱う。

(6)　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札の時までの期間に、西日本支社長から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(7)　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照)。

3　総合評価に係る事項

(1) 総合評価の方法

1）技術提案の内容に応じて下記①、②、③、④、⑤の評価項目毎の評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の最高点は 60 点とする。

①企業の経験及び能力

②予定管理技術者の経験及び能力

③実施方針

④評価テーマに関する技術提案

⑤技術提案の履行確実性

技術評価点＝（技術評価の最高点数＝60）×（技術点／技術点の満点（80 点））

技術点＝（(①に係る評価点）＋（②に係る評価点))

＋（技術提案評価点×（⑤の評価に基づく履行確実性度）

入札参加者全者の入札価格が、調査基準価格（予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額）以上の場合は、上記「技術点」の算式中「履行確実性度」を 1 （100%）とする。

技術提案評価点＝（③に係る評価点）＋（④に係る評価点）

2）価格評価点の評価方法は、以下のとおりとする。

なお、価格評価点の最高点数は 30 点とする。

価格評価点＝最高点×（１－入札価格／予定価格）

3）総合評価は、入札者の申し込みに係る上記①、②、③、④、⑤によって得られた技術評価点と入札者の入札価格から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

4）詳細は、入札説明書による。

(2) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」、「企業の業務実績」、「予定管理技術者の経験及び能力」、「実施方針」、「特定テーマに対する技術提案」並びに「技術提案の履行確実性」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記（1）によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求条件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。なお評価値の最も高い者が 2 者以上ある時はくじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

(3) 技術点を算出するための基準

入札説明書 5(3)を参照すること。

4 入札手続等

(1) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成 30 年 10 月 4 日（木）から平成 30 年 11 月 19 日（月）までに当機構ホームページからのダウンロードとすること。

(2) 申請書及び資料の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成30年10月5日（金）から平成30年10月19日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時の間は除く。）

提出方法：申請書及び資料は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、発注者の承諾を得て紙入札による場合は、内容を説明できるものが持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3)　入札書の提出期限及び方法

提出期限：平成30年11月19日（月）正午まで

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、下記５(6)②へ郵送すること（持参又は電送によるものは受け付けない。）。

(4)　開札の日時及び場所

日時：平成30年11月20日（火）

※開札時間等は競争参加資格確認通知に合わせて通知する。

場所：〒536－8550　大阪府大阪市城東区森之宮一丁目６番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社総務部契約課

(5) 当該業務において、入札に参加する者が関係法人１者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

5　その他

(1)　入札保証金及び契約保証金　免除

(2)　入札の無効

本掲示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3)　落札者の決定方法　3(2)に同じ。

(4)　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない企業も上記 4(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。

(6)　問合せ先

①　公募条件及び積算について

〒536－8550　大阪府大阪市城東区森之宮一丁目６番 85 号

独立行政法人都市再生機構西日本支社

技術監理部　工務・品質管理課 電話 06-6969-9253

② 入札手続について

〒536－8550　大阪府大阪市城東区森之宮一丁目６番 85 号

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部　契約課　電話 06-6969-9970

※　問合せ及び受付は、土曜日、日曜日、祝日及び平日の正午から午後１時の間を除く日時とする。

(6)　詳細は入札説明書による。

(7)　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、御了知願います。

①　公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

イ　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること。

ロ　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

②　公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

イ　当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

ロ　当機構との間の取引高

ハ　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

ニ　１者応札又は１者応募である場合はその旨

③　当方に提供していただく情報

イ　契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

ロ　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④　公表日

契約締結日の翌日から起算して７２日以内

以　上

※　お車でのご来場は、周辺道路の交通停滞を招く恐れがありますので固くお断り申し上げます。